

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧 部局名: 土木部

H20.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	土木部	長崎港湾漁港事務所(港湾整備事業会計)	H19.10.17	マリンヒル三京販売促進広告業務	3,500,000	長崎市恵美須町4-5 (株)九州広告 代表取締役社長 三木 孝嗣	広告企画案(プロポーザル)による審査会において選定された業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	土木部	長崎港湾漁港事務所(港湾整備事業会計)	H20.1.21	マリンヒル三京販売促進広告業務	1,233,750	長崎市恵美須町4-5 (株)九州広告 代表取締役社長 三木 孝嗣	契約の相手方は平成19年10月の広告企画案(プロポーザル)の審査会において優れたデザイン性と企画力を評価し、選定された業者であり、今回の委託内容はその際の広告委託で作成されたチラシ(11/9折込)デザイン・企画の第2弾とするため、1者随意契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3								
4								
5								

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円